



# 計画の内容

基本目標	施 策	具体的な事業
<p><b>【基本目標1】</b> <b>男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり</b> 男女が、お互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な役割分担意識の解消や男女間における暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援など、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進します。</p> <p><b>※性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）</b> 1994年のカイロでの国際会議（国際人口・開発会議）で国際承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことです。</p>	<p><b>【男女共同参画の意識啓発】</b> 固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画の必要性について理解を深める取り組みを進めます。</p> <p><b>【男女間におけるあらゆる暴力の根絶】</b> 男女間におけるあらゆる暴力の根絶、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発に取り組みます。</p> <p><b>【女性の健康支援】</b> 女性は、妊娠、出産といった、男性とは異なる生涯を送ることから健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう意識啓発や健康相談を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の周知・啓発</li> <li>・「いいパートナーの日（11月11日）」の周知・啓発</li> <li>・「農山漁村女性の日（3月10日）」の周知・啓発</li> <li>・かさま男女共同参画推進フォーラムの開催</li> <li>・男女共同参画推進作品の募集</li> <li>・男女共同参画講座の開催</li> <li>・人権教育講演会の開催</li> <li>・DV防止法の周知・啓発</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</li> <li>・女性相談窓口の充実</li> <li>・家庭児童相談事業の実施</li> <li>・被害者保護及び自立支援に向けた関係機関との連携</li> <li>・両親学級の開催</li> <li>・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発</li> </ul>

基本目標	施 策	具体的な事業
<p><b>【基本目標2】</b> <b>あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり</b> 男女が社会のあらゆる分野において責任を持って共にかかわり、意見や考え方を反映できるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画の推進、女性のための施策として捉えられがちな男女共同参画の男性への意識啓発、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進、地域社会における男女共同参画の意識啓発に取り組みます。</p>	<p><b>【政策・方針決定過程への女性の参画】</b> 政策・方針決定の場である市の審議会や委員会等の委員に女性の参画を積極的に進めます。</p> <p><b>【男性にとっての男女共同参画】</b> 男性の固定的役割分担意識の解消や仕事優先の考え方を見直し、家庭生活、地域活動への参加支援を行います。</p> <p><b>【子どもにとっての男女共同参画】</b> 男女共同参画について考えるきっかけづくりとなるよう作品の募集や男女共同参画の視点に立った教育を行います。</p> <p><b>【地域社会における男女共同参画】</b> 男女共同参画の意識啓発に取り組んでいる団体活動への支援や連携した取り組みを推進します。また、地域づくりに積極的な意欲を持つ女性の人材を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等の女性委員の登用促進</li> <li>・女性リーダー養成事業の推進</li> <li>・男女共同参画人材バンク登録促進と活用</li> <li>・男性を対象にした講座の開催</li> <li>・家庭教育学級の開催</li> <li>・家庭教育学級における父親学級の開催</li> <li>・児童館事業の実施（父親を対象にした講座の開催）</li> <li>・男女共同参画作品の募集（再掲）</li> <li>・男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施</li> <li>・国際理解教育の推進</li> <li>・性感染症予防教育の推進</li> <li>・自治会・各種団体への出前講座の開催</li> <li>・女性学級の開催</li> <li>・男女共同参画に取り組む団体の活動支援</li> </ul>

基本目標	施 策	具体的な事業
<p><b>【基本目標3】</b> <b>男女が共に働きやすい環境づくり</b> 男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、女性の就業継続や再就職の支援など、働きたい人がその能力を発揮できる社会づくりへの取り組みを推進します。</p> <p><b>※ワーク・ライフ・バランス</b> 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことです。</p>	<p><b>【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進】</b> 仕事と生活の両立を進めるため、事業者を対象とした出前講座の開催や子育て、介護サービスなどの情報提供、男女共同参画推進事業の認定など、職場における男女共同参画の意識啓発に取り組みます。</p> <p><b>【就業への支援】</b> 継続的に女性が就業できる職場環境づくりや起業、再就職のための支援制度、関係機関が実施するセミナーなどの情報提供を行い、就労支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への出前講座の開催</li> <li>・男女共同参画推進事業者の認定</li> <li>・育児・介護を行う労働者への情報提供</li> <li>・地域子育て支援センター事業の実施</li> <li>・放課後児童クラブ事業の実施</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業の実施</li> <li>・起業に向けた支援制度の情報提供</li> <li>・再就職に向けた就業能力向上等セミナーの情報提供</li> </ul>